

輪島市新型インフルエンザ等対策行動計画

（令和８年７月改定）

平成２６年１２月策定

輪 島 市

目 次

項 目	頁
はじめに	1
1 背景及び趣旨	1
2 新型コロナウイルス感染症対応での経験	2
3 行動計画の位置づけ	3
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方	4
1 新型インフルエンザ等対策の目的	4
2 新型インフルエンザ等対策の基本方針	5
3 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	7
4 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意点	9
5 対策推進のための役割分担	12
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点	15
1 市行動計画の主な対策項目等	15
第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等	17
1 市行動計画等の実効性確保	17
(1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進	17
(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持	17
(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施	17
(4) 市行動計画の必要な見直し	17
第4章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	18
1 実施体制	18
(1) 準備期	19
(2) 初動期	20
(3) 対応期	21
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	23
(1) 準備期	23
(2) 初動期	25
(3) 対応期	26
3 まん延防止	29
(1) 準備期	29
(2) 初動期	30
(3) 対応期	30
4 ワクチン	34

(1) 準備期	34
(2) 初動期	35
(3) 対応期	36
5 保健	38
(1) 準備期	38
(2) 初動期	38
(3) 対応期	39
6 物資	41
(1) 準備期	41
(2) 初動期～対応期	41
7 市民生活及び市民経済の安定の確保	42
(1) 準備期	42
(2) 初動期	43
(3) 対応期	43
用語集	45

はじめに

1 背景及び趣旨

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスなどの既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックが起こることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染力の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性があるため、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、感染症法第 6 条第 7 項から第 9 項までに規定されている。

- (1) 新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症※、再興型新型コロナウイルス感染症）
- (2) 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- (3) 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

※ 新型コロナウイルス感染症のうち、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）は、感染症法施行規則第 1 条第 15 号において五類感染症に位置づけられているため、本項の新型コロナウイルス感染症には含まない。

2 新型コロナウイルス感染症対応での経験

令和元年（2019 年）12 月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和 2 年（2020 年）1 月には国内でも新型コロナの感染者が確認された。

同月には、閣議決定による政府対策本部（新型コロナウイルス感染症対策本部）が設置され、同年 2 月には、国において、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の立上げや「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定等が行われた。同年 3 月には特措法が改正され、新型コロナを特措法の適用対象とし、特措法に基づく政府対策本部の設置、基本的対処方針の策定が行われる等、特措法に基づき政府を挙げて取り組む体制が整えられた。

その後、特措法に基づく緊急事態宣言（特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。）の発出、医療提供体制の強化、予備費による緊急対応策や補正予算による対策、まん延防止等重点措置の創設等の特措法改正、変異株への対応、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、国家の危機管理として新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）が行われた。

県においても、石川県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）を設置し、国の策定した基本的対処方針を踏まえ、医療提供体制の確保や、国に対するまん延防止等重点措置の要請等、状況の変化に応じた新型コロナ対応を行った。

本市においても、輪島市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置し、国及び県の対応を踏まえ、まん延防止対策等を実施した。

国内で感染者が確認されてから 3 年余りが経過した令和 5 年（2023 年）5 月 8 日、新型コロナが感染症法上の五類感染症に位置付けられ、同日に政府対策本部及び基本的対処方針が廃止され、県対策本部も廃止された。今般の新型コロナ対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実を図る必要がある。

3 行動計画の位置づけ

輪島市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)は特措法第8条の規定に基づく市町村の新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画である。

市行動計画は市の新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すものであり、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)のほか、感染症指定病院である市立輪島病院及び石川県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)と整合性を図り、作成する。

特措法が制定される以前からも、国は新型インフルエンザに係る対策に取り組んでいた。平成17年(2005年)11月に、「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じ、「新型インフルエンザ対策行動計画」を作成した。平成21年(2009年)の新型インフルエンザ(A/H1N1)対応の教訓を踏まえ、平成24年(2012年)に特措法が制定され、国は特措法に基づく計画として、平成25年(2013年)に政府行動計画を策定しており、県もこれを踏まえ、平成26年(2014年)3月に既存の計画を改定し、特措法に基づく県行動計画を策定した。市も国及び県の行動計画を踏まえ平成26年12月、市行動計画を策定した。

今般、令和6年(2024年)7月の政府行動計画及び令和7年(2025年)3月の県行動計画の改定を踏まえ、市行動計画についても令和8年(2026年)7月に改定を行う。

市行動計画は、市の新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針及び市が実施する対策等を示すとともに、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

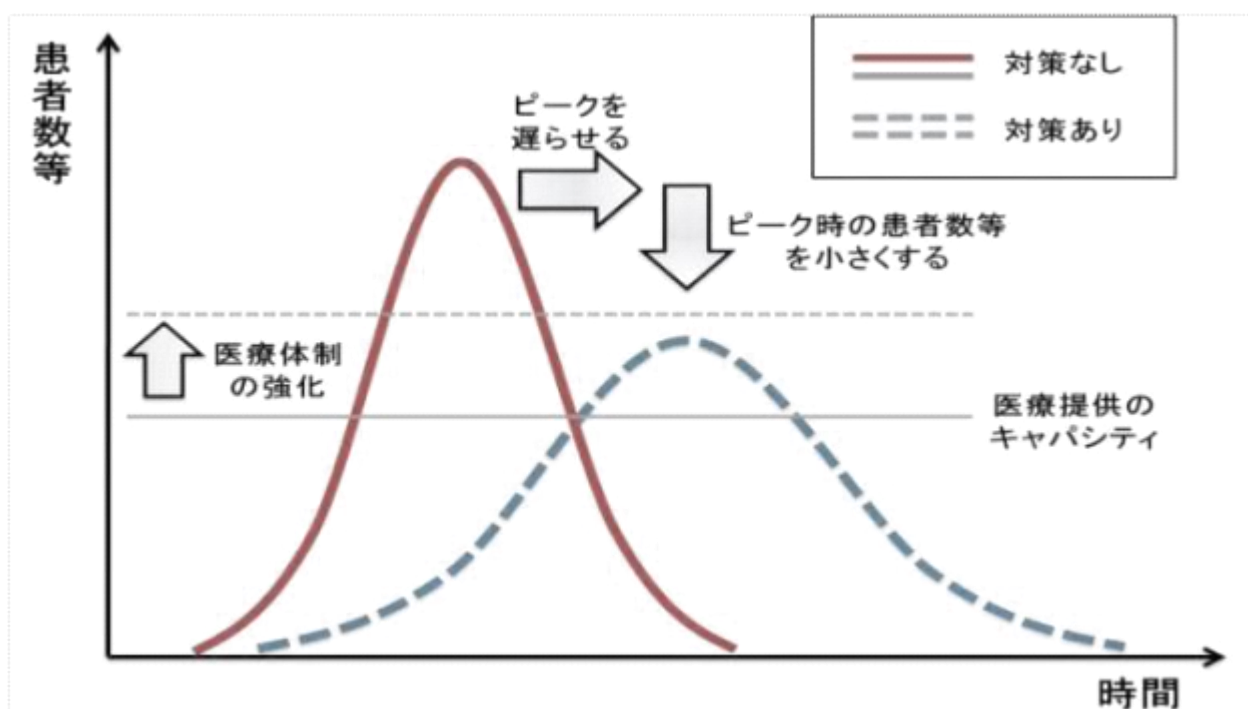
また、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、国は、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定についての検討を行うこととしており、本市においても、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえ、必要に応じて、市行動計画を見直すものとする。

1 新型インフルエンザ等対策の目的

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生した場合、市民の生命及び健康や市民生活及び市民経済にも大きな影響が及ぶ可能性がある。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患する可能性があるが、患者の発生が短期間に集中した場合は、医療提供体制の対応能力を超えてしまうおそれがあることを念頭に置き、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造のために時間を確保する。
 - ② 流行のピーク時の患者数等になるべく少なくし、医療提供体制への負荷を軽減する。
 - ③ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ① 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、対策を柔軟に切り替える。
 - ② 地域での感染対策等により、欠勤者数を減らす。
 - ③ 業務継続計画の作成・実施等により、医療提供の業務又は市民の生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

〈対策の効果 概念図〉



2 新型インフルエンザ等対策の基本方針

(1) 基本方針

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じた対応が必要である。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験から、特定の感染症や過去の事例に偏った準備は、新たな事態への対応を困難にする可能性がある。市行動計画は、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定し、様々な状況で対応できるよう、幅広い対策の選択肢を示すものである。実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特性、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、市の実情等を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び市民生活や市民経済への影響等を考慮し、実施すべき対策を選択し、決定する。

対策を決定する際には、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた対策を実施する。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が終息するまでの状況に応じて、国が定める基本的対処方針とも整合性を図りながら、段階的かつ一貫性のある対策を行う。

(2) 段階に応じた対応

① 発生前の段階（準備期）

市は市民に対する啓発や企業による業務継続計画等の策定、DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進や感染症対策に関する人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に実施する。

② 海外や国内で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（初動期）

直ちに初動対応の体制に移行する。海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提として対策を行う。

③ 対応期

ア 国内の発生当初の封じ込めを目的とし対応する時期

病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や、市民・事業者に対し施設の使用制限等を要請し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を行う。

なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを目的として強力な対策を行う。常に情報を収集・分析し、対策の評価を行い、新たな情報を基に感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、より適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については縮小や中止等の見直しを行う。

イ 国内で感染が拡大し、病原体の性状（感染性・病原性等）に応じて対応する時期（対応期）

国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び市民経済の維持に最大限努める。しかし、社会の緊張が高まり、状況の変化により対策が適合しなくなるなど、様々な事態が想定されるため、感染対策状況や経済状況に応じて臨機応変に対処する。

ウ ワクチンや治療薬等により医療・公衆衛生上の対応力が高まる時期（対応期）

科学的知見の蓄積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、状況に応じて、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

エ 特措法に基づく措置から、通常の感染症対策へ移行する時期（対応期）

基本的な感染症対策へと切り替える。

(3) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

新型インフルエンザ等への対策は、市民や事業者に対する不要不急の外出自粛や施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等、医療提供体制以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に実施する必要がある。

特に、社会全体での取組による効果が高い医療提供体制以外の感染対策については、感染拡大を防止する観点から、全ての事業者が自発的に職場での感染予防に取り組むこと、重要業務を絞り込む等の対策が重要である。

事業者の従業員の罹患等により、一定期間サービス提供水準が低下する可能性について周知し、市民や事業者等の理解を得るための呼び掛けを行う必要がある。

(4) 市民の感染拡大防止策

新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となるものである。特にワクチンや治療薬が存在しない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策の重要性がより高まる。

3 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症が、中長期的に複数回の感染流行が生じることも想定し、幅広く対応できるよう以下の考え方を踏まえ、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去事例に限定せず、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症が流行する可能性を想定し、病原体の性状に応じた対策についても考慮する。
- ② 病原体についての知見が限られている発生初期には、感染拡大防止を徹底することにより流行状況の早期収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の蓄積による病原体の性状把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等による社会状況の変化や経済状況の変化に合わせて、状況に応じて、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化、及びそれに伴う感染拡大の繰り返し等により対策が長期に及ぶ場合も想定する。

また、有事のシナリオを想定するに当たり、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）について、リスク評価を大括りに分類し、各ケースにおける対応の基本的な考え方を示す。その上で、柔軟に対応できるよう、対策の切替えについて具体的に記載した。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応部分（初動期及び対応期）に大きく区分した構成とした。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、感染症の特徴や危機の長期化、状況の変化に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期について、対策を柔軟かつ機動的に切り替えられるよう、以下のとおり区分し、有事のシナリオを想定する。各時期の対応の特徴も踏まえ、感染症危機に対応する。

① 初動期

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特性や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備時間を確保するため、新型インフルエンザ等感染症の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

② 対応期

ア 封じ込めを念頭に対応する時期

政府対策本部設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原

体の性状についての知見が限られた中、諸外国の感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の準備を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意する必要がある）。

イ 病原体の性状等に応じて対応する時期

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の蓄積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、確保された医療提供体制で対応可能な範囲に感染拡大のスピードやピークを抑制するため、県が感染拡大防止措置等を講じる際にはその対応に協力する。

ウ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬等の普及により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき、対策を柔軟かつ機動的に切り替える。（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）

エ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回った場合に、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

この初動期から対応期までの各時期の感染症危機対応の大きな流れに基づき、必要となる対策の選択肢を定める。特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価を大括りに分類した上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。

また、病原性や感染性等の観点から、リスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数回の感染の流行への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループ、特に子どもや高齢者に必要な措置については、社会や医療提供体制への影響が異なるため、準備や介入の在り方も変化することに留意して対策を定める。

4 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、又は発生した時に、特措法その他の法令、市行動計画に基づき、県及び近隣の市町と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の①から⑤までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立できるようにするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となる DX の推進等を行う。

① 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備

新型インフルエンザ等の発生時に必要な対策を関係者間で共有しながら、その実施に必要な準備を行う。

② 感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、感染事例を探知した後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

③ 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた継続的な点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を感染症対策に携わる関係者や市民等と広く共有するとともに、次の感染症危機への備えをより万全にするため、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて継続的に点検や改善を行う。

④ ワクチン接種体制の整備、リスクコミュニケーション等の取組

ワクチン接種体制を整備するとともに、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

⑤ DX の推進や人材育成等

医療関連情報の有効活用、国や県と連携の円滑化等を図るため、DX の推進のほか、感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行う。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的な健康の確保が重要である。このため、以下の①から③までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小限となるよう対策を講ずる。

① 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の蓄積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及状況や社会経済状況の変化に合わせて、適切なタイミングで柔軟かつ機動的に対策を切り替えて対応する。

② 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期はリスク評価に応じ、個別の対策

項目ごとに具体的な内容を定める。また、切替えのタイミングは国や県の示す目安を参考に対応する。

③ 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民や事業者の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を学校教育の現場を始め、様々な場で普及に努め、子どもを含め様々な年代の市民の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促す。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置のような強い行動制限を伴う対策を県が実施する場合は、影響を受ける市民や事業者の状況を踏まえ、対策内容と科学的根拠を分かりやすく発信・説明する。

(3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、基本的人権を尊重し、法令に基づくことを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し理解を得ることを重視する。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷や新型インフルエンザ等についての「偏見・差別」は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならない。これらの「偏見・差別」は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者やエッセンシャルワーカーの士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機においても市民や事業者の安心を確保し、情報提供や適切な対応により新型インフルエンザ等による社会の分断を防ぐ。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理を目的とする制度であって、緊急事態に備え様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、すべてのケースでこれらの措置を講ずるのではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。市から県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう、必要に応じてその実施を要請する。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機に備え、高齢者施設や障害者施設などの社会福祉施設で必要となる感染対策等を平時から検討し、有事に備える。

(7) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や避難所の確保等を進めることや、県と、自宅療養者の避難のための情報共有等の連携体制の構築を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者への情報提供等、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

(9) 対策に関わる行政職員のメンタルヘルス支援

感染症危機において、新たな感染症への恐怖・不安や、収束の見通しが見えないこと等により、対応に当たる行政職員等の心身面に多大な影響が生じる可能性がある。そのため、市は、新型インフルエンザ等対策に関わる職員のメンタルヘルス支援を行う。

5 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を支援することにより、国全体として万全の態勢を整える責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進と、調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、これらの取組を通じ、発生時におけるワクチン、診断薬、治療薬の早期開発・確保を推進する。国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期の新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議(以下「閣僚会議」という。)及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議(以下「関係省庁対策会議」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は必要に応じて推進会議の意見を聴きながら対策を進める。また、国民や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県及び市の役割

県及び市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国が定める基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

① 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担い、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關した的確な判断と対応が求められる。このため、平時において、医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に關する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備する。

また、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養の対応能力について、計画的に準備する。医療提供体制や検査体制の整備により、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。こうした取組において、県は、保健所を設置する市、感染症指定医療機関(第一種及び第二種感染症指定医療機関に限る。以下同じ。)、関係機関、学識経験者等で構成される石川県感染症連携協議会(以下「連携協議会」という。)等を通じ、県予防計画や医療計画等について協議することが重要である。

また、県予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これら

により、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善する。

② 市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチン接種や、生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づいた的確な対策の実施が求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。また、対応マニュアルを整備する。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は平時から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携が重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(4) 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供業務又は国民生活及び 国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持するため、平時から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続の準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、業務を継続的に実施するよう努める。

(6) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業の縮小が必要な場合も想定される。特に多数の人が集まる事業に従事する者については、感染防止措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品の備蓄に努めるよう、対策を行う必要がある。

(7) 市民の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等に関する知識を得るとともに、日頃の健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の

咳エチケット、手洗い、人混みを避ける)等の個人レベルでの対策の実践に努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための対策を実施するよう努める。

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

1 市行動計画の主な対策項目等

(1) 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等の対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等において分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とし、詳細については第4章で述べる。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保

市行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たってそれぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識し、対策を行うことが重要である。

(2) 対策項目ごとに共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の①から③までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。

① 人材育成

感染症危機管理の対応能力の向上には、平時から、中長期的な視点で感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

その際には、特に専門性の高い人材の育成を進めるとともに、多くの人が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組が重要である。

また、将来の感染症危機において対策のリーダーシップをとることができる人材を確保することも重要である。このほか、リスクコミュニケーションを含め、感染症対応業務に関する研修及び訓練の実施、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のための研修や訓練等の取組、日頃からの保健所と防災対策課の連携や連動等が求められる。

また、新型コロナ対応を経験した職員の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、

できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。災害対応における全庁体制等の近隣の市町のノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進めるべきである。

また、市立輪島病院においても、国・県・市町や関係団体等による訓練や研修等により、新型コロナ対応を経験した職員の知見を他職員と共有し、幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるよう備えることも重要である。

② 国・県・近隣市町との連携

新型インフルエンザ等の対応に当たり、国が基本的な方針を定め、それを基に県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとして、地域の実情に合わせて多様な対策を行う。また、市は住民に最も近い行政単位として予防接種や市民の生活支援等の役割が期待されている。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国や県との連携体制を平時から整備しておくことが不可欠である。さらに、新型インフルエンザ等への対応では市や県の境界を越えた人の移動や感染の広がりがあることから、新型インフルエンザ等の発生時は、県や近隣市町、保健所との連携も重要であり、こうした広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備することが重要である。

特に、市では単独で対応が難しい人材育成等の平時の備えについては、県、市町間共同での研修・訓練など広域的な連携による取組や県及び国による支援等が求められる。新型インフルエンザ等対策に当たっては、平時から県との意見交換を進め、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等対策の立案及び実施に当たって、対策の現場の立場から、必要に応じて県に意見を述べることが重要である。

また、県と共同して訓練等を行い、連携体制を不断に確認し、改善していく。

③ DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

近年取組が進みつつある DX は、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな効果が期待される。

新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、国及び県と連携しながら、感染症危機対応に備えた DX を推進していくことが不可欠である。

DX 推進の取組として、国において、接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等を進めていくとともに、国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤を整備していくことが重要である。

また、DX 推進の取組を進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、国民一人一人への適時適切な情報提供・共有を行うことが重要である。こうした国や県の動向を踏まえ、市も国や県と連携して、予防接種記録の DX 化等、対策を行っていく。

第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等

1 市行動計画等の実効性確保

(1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

市行動計画等の実効性を確保し、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的に策定することが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっては、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に必要なデータを活用する EBPM の考え方に基づいて政策を推進する。その前提として、適切なデータの収集と分析ができる体制づくりが重要である。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全にすることを目的とする計画であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持・向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等の発生は予測が困難である。自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める継続的な取組が重要である。

新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）を維持・向上させる。

(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応においても同様に重要である。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。市及び県は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、推進する。

(4) 市行動計画の必要な見直し

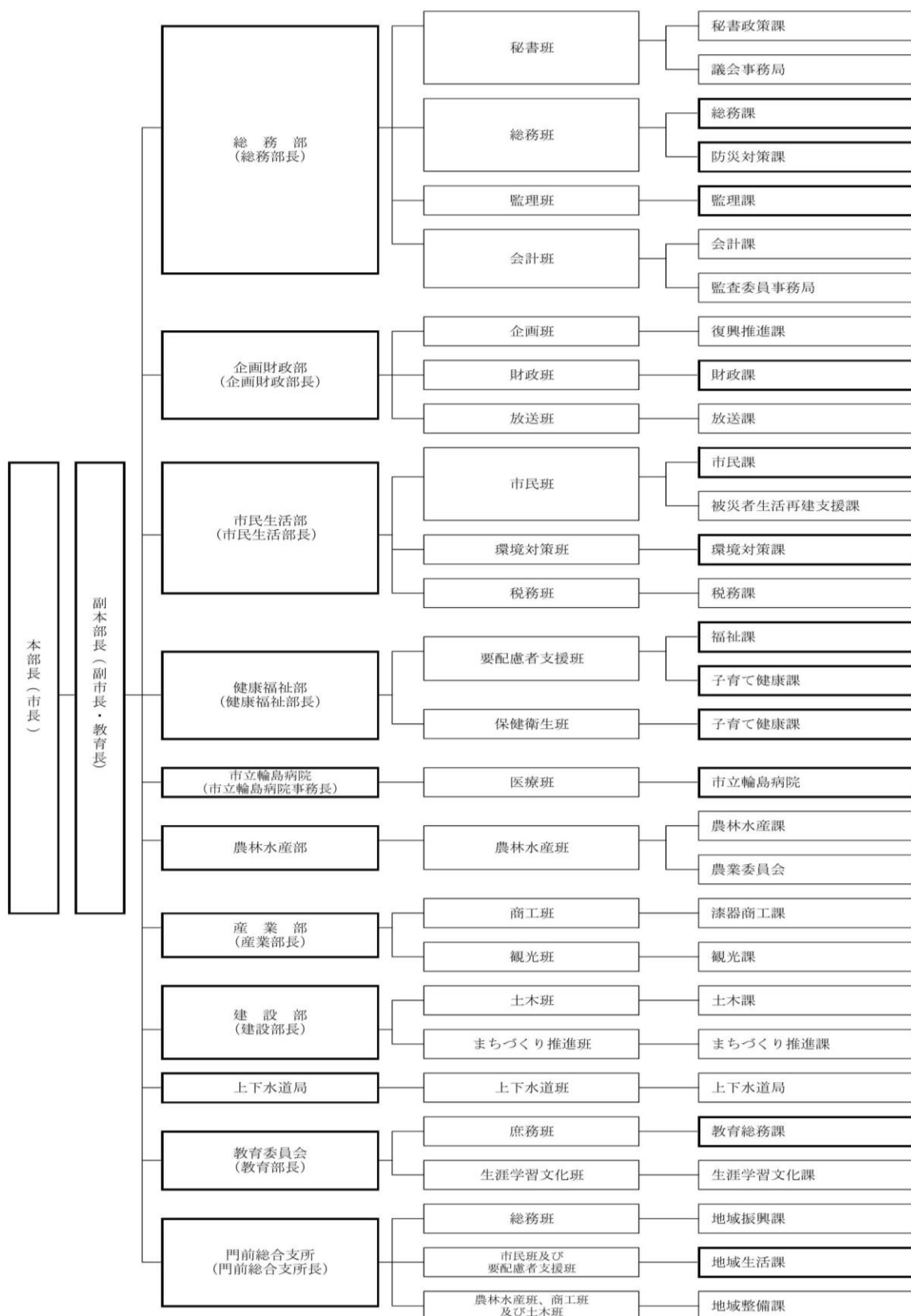
市は、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするため、必要に応じ、市行動計画を見直す。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われ、その対応経験を基に政府行動計画等が見直された場合には、必要に応じ、市行動計画の見直しを行う。

第4章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

1 実施体制

【対策本部組織図】



感染症危機は市民の生命・健康及び市民の生活・経済に重大な被害を及ぼすため、市の危機管理の問題として取り組む必要がある。県、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じることが重要である。そのため、平時から関係機関同士の緊密な連携を維持する。あわせて、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力の向上を図る必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげることで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民の生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

(1) 準備期

① 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生、又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係部局の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を実施する。また、研修や訓練を通じた課題の抽出や改善、練度の向上等を図る。

② 所要の対応

ア 実践的な訓練の実施

市は、市行動計画の内容を踏まえ、関係機関・団体等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

イ 市行動計画等の見直しや体制整備・強化

市は、市行動計画の作成や見直しを行う際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者等の意見を聴く。

市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画の作成・見直しを行う。

市は、県が対策本部を設置したときに、速やかに市対策本部を立ち上げられるよう体制を整備する。

市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、防災対策課等関係部署との連携を強化し、役割分担に関する調整を行う。

市は、国や JIHS（国立健康危機管理研究機構）、県等の研修等を積極的に活用しつつ、人材の確保や育成に努める。

③ 関係機関の連携の強化

市は、県及び国等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

④県による総合調整

市は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から、県が総合調整を実施する場合には、当該総合調整に従い、着実な準備を進める。

(2) 初動期

① 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生した、又はその疑いがある場合には市の危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

② 所要の対応

ア 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがあり、国が関係省庁対策会議又は閣僚会議を開催した場合には、県は県警戒本部会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、県の対策について協議・決定する。市は、必要に応じて市新型インフルエンザ等警戒本部会議を開催し、情報の集約、共有及び分析を行うとともに、市の対策について協議・決定する。

イ 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

政府対策本部及び県対策本部が設置されたときには、市は、市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

市は、必要に応じて人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

市は、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断した場合には、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。

ウ 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

新型インフルエンザ等の発生及びその可能性がある事態を把握した際には、必要となる予算を迅速に確保し、速やかに対策を実施する。市は、国の財源支援を踏まえ必要に応じて、対策に要する経費について市債を発行することを検討し、準備を行う。

市対策本部の構成、役割等は次のとおりとする。

構 成	本 部 長：市長 副本部長：副市長、教育長 本 部 員：各部長、消防長又はその指名する消防吏員 その他、本部長が必要と認めた者
役 割	① 新型インフルエンザ等の発生動向の把握に関すること。 ② 国の基本的対処方針に基づいた市内における新型インフルエンザ等の

	感染拡大抑制対策と予防対策に関すること。 ③ 国の基本的対処方針に基づく市内における新型インフルエンザ等に関する適切な医療の提供に関すること。 ④ 国の基本的対処方針に基づく市内発生時における社会機能維持に関すること。 ⑤ 国、県、近隣の市町、関係機関との連絡調整に関すること。 ⑥ 国の基本的対処方針に基づく市民に対する正確な情報の提供に関すること。 ⑦ 要配慮者への支援対策に関すること。 ⑧ 在宅療養患者への支援対策に関すること。 ⑨ その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。
事務局	総務部・健康福祉部

(3) 対応期

① 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じた対応を行う。国内での発生から、特措法によらない基本的な感染症対策へ移行し、流行が収束するまでの長期間にわたる対応が想定される。このため、市及び関係機関の実施体制は持続可能であることが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活・経済、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直す。特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

② 所要の対応

ア 基本となる実施体制

市は、県や保健所とも連携し、市内の感染状況について一元的に情報を把握した上で、収集した情報とリスク評価及び基本的対処方針の内容を踏まえ、市の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。

市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

・県による総合調整

市は、市域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、県が総合調整を実施する場合には、それに従い市域に係る新型インフルエンザ等対策を県と一体的に実施する。

・職員の応援要請

市は、新型インフルエンザ等のまん延により、市における事務の全部又は大部分を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ

等対策の事務の代行を要請する。

市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施する必要があると認めるときは、他市町又は県に対して応援を求める。

・ **必要な財政上の措置**

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて市債の発行等により財源を確保し、必要な対策を実施する。

イ まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の検討等について

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施する必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

ウ 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制

市は、政府対策本部及び県対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要がある。そのため、把握している科学的根拠等に基づいた、最新の正確な情報を迅速に提供する。さらに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため市は、平時から、市民や事業者の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。

(1) 準備期

準備期においては、市民が適切に判断・行動できるような環境を整えることが重要である。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるような体制を構築する。

① 目的

感染症危機において、効果的な対策を講じるためには、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等が重要である。これにより、市民が適切に判断・行動できるような環境を整える。そのため、市は、平時から市民の感染症に関する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの手順や役割分担を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行う。感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた関係者への情報提供・共有の項目や手段についてあらかじめ定め、関係者の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有を行う。

② 所要の対応

ア 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

・感染症に関する情報提供・共有

市は、平時から県と連携して、感染症に関する基本的な情報を提供し、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）を推奨する。また、各種媒体を活用し、可能な限り多言語で、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等の発生時にとるべき行動やその対策について、市民等の

理解を深めるため、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

また、保育施設や学校、職場等は集団感染の発生等により、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、市は県等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、教育現場等において、子どもにも分かりやすい情報提供・共有を行う。

・偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があり、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。また、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるよう、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

イ 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

・迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。

市として一体的かつ整合的ないわゆるワンボイス（スポークスパーソンを一人に限定することではなく、危機管理を担う多様な部署からの情報であっても一貫した情報提供・共有をすること。）での情報提供・共有を行うことができるよう、記者会見を担当する広報担当者を置くことを含め必要な体制を整備するとともに、関係部局がワンボイスで行う情報提供・共有の方法等を整理する。

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。

市は、国や県が定める新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に基づき、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、必要な情報提供・共有を行う方法を検討する。

・双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等について、市民等の反応や必要としている情報を把握し、的確な情報提供・共有を行う。

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民等からの相談に応じるため、国からの要請を受けて、コールセンター等が設置されるよう準備する。

市は、市民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、リスクコミュニケーションの取組を推進する。

(2) 初動期

① 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民に新型インフルエンザ等の特性や対策について状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

② 所要の対応

市は県と連携し、国から提供された科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、市民等に情報提供・共有する。

ア 迅速かつ一体的な情報提供・共有

市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、市民等に対し迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

市は、業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。

市は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、国や県が定める新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を具体的な対応の目安として、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

イ 双方向のコミュニケーションの実施

市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要

であるため、一方向の情報提供だけでなく、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見、アンケート調査等を通じて、市民等の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行う。

市は、国及び県が作成した Q&A 等を活用し、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

ウ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、市、NPO 等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、科学的知見等に基づく情報を速やかに提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるようにする。

(3) 対応期

① 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、適切な行動につながるよう促す。

② 所要の対応

市は県及び国から提供された、科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）、実施主体等を明確にしながら、市内の関係機関、市民等に対し、情報提供・共有を行う。

ア 基本的方針

・迅速かつ一体的な情報提供・共有

市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、必要に応じて専門的知見を有する者等からの助言を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等をホームページ等により、市民等に対し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出する。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等に適切な配慮を行い、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

市は、業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。

市は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、県及び国が定める新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を、具体的な対応の目安として、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

・双方向のコミュニケーションの実施

市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であるため、一方向の情報提供だけでなく、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見等を通じて、市民等の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行う。

市は、国及び県が改定する Q&A 等を活用し、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

・偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、市、NPO 等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、科学的知見等に基づく情報を速やかに提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるようにする。

イ リスク評価に基づく方針の決定・見直し

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。

・封じ込めを念頭に対応する時期

国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階は、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底する。その際、市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。

また、市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、市は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて市民に周知する。さらに、県が県民に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

・病原体の性状等に応じて対応する時期

・病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、市民等が適切に対応できるよう、科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。

・ 子どもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、市は市民等に対し、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

・ **特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期**

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく際、留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、市民等に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。

また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる市民等がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。

3 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、市は、特措法に基づき、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用がなされた場合には、当該まん延防止対策を的確かつ迅速に実施する。

一方、特措法第5条においては、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は必要最小限とすることとされている。また、まん延防止対策は社会経済活動に大きな影響を与える側面がある。このため、市は、対策の効果と影響を総合的に勘案し、病原性や感染性、ワクチン及び治療薬の開発・普及状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策について、縮小や中止を含めた見直しを機動的に行うことが重要である。

(1) 準備期

① 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

② 所要の対応

ア 対策の実施に係る参考指標等設定等

市は、県が有事にまん延防止対策を機動的に実施し、又は柔軟に対策を切り替えていくため、国における参考指標等の検討状況を踏まえ、必要に応じて設定する県独自のレベル判断の指標について市民と共有する。

イ 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

市は、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人一人の感染対策への協力が重要であることや訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。

市は、学校及び社会福祉施設等と連携し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染や発症が疑われる場合は、相談センターや医療機関に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

市は県と連携して、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の

要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。

(2) 初動期

① 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備を行う。

② 所要の対応

・市内でのまん延防止対策の準備

市は、国からの要請を受けて、まん延に備え業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

(3) 対応期

① 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

② 所要の対応

ア まん延防止対策の内容

市は、県、JIHS 等による情報等の分析やリスク評価結果及び国や県が発出するまん延防止対策の方針に基づき、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、変異の状況及び感染状況等に応じた適切なまん延防止策を講じる。まん延防止対策を講ずるに際しては、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

・患者や濃厚接触者への対応

市は、国や県と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づく患者への対応(入院勧告・措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請等)への協力を行う。また、国や県が行う病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像に関する情報等に基づく分析やリスク評価の結果及び国や県が発出するまん延防止対策の方針に基づき対応を判断する。

・患者や濃厚接触者以外の市民に対する要請等

・基本的な感染対策に係る要請等

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。

・外出等に係る要請等

市は、県が地域の実情に応じて、外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を実施する際には、市民に周知する。

・**事業者や学校等に対する要請**

・営業時間の変更や休業要請等

市は県と連携してまん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請への理解促進を図る。

また、市は、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請が県からあった場合は、市の所管する施設に対し周知を行う。

・その他の事業者に対する要請

市は、医療機関、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、感染対策の強化を要請する。

市は、事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取組を検討する。

・学級閉鎖・休校等の要請

市は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、市は県の要請に基づき、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に周知する。

イ 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

・**封じ込めを念頭に対応する時期**

市は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する市民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護するため、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。市は、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に係る国への要請について県に対し要望する。

・**病原体の性状等に応じて対応する時期**

市は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等に基づく国及び JIHS による分析やリスク評価の結果及び国や県が発出するまん延防止対策の方針に基づき、対応する。

・病原性及び感染性がいずれも高い場合

罹患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の市民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の県への

要請含め、強度の高いまん延防止対策を講ずる。

・病原性が高く、感染性が高くない場合

罹患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す。それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施について、県への要請を検討する。

・病原性が高くなく、感染性が高い場合

罹患した場合のリスクは比較的低いが、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、県と連携して宿泊療養や自宅療養等の体制を確保する。

上記の対策を行ってもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、更なる感染拡大防止への協力を呼び掛けるとともに、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に係る県への要請を検討する。

・子どもや高齢者等が感染・重症化しやすい場合

子どもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。例えば、子どもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育施設等における対策が子どもに与える影響にも留意して対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。

また、地域の感染状況が改善せず、子どもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、子どもの生命及び健康を保護するため、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。

・**ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期**

ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、対策を講ずる。そのような場合においても、対策の長期化に伴う市民生活や社会経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。

・**特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期**

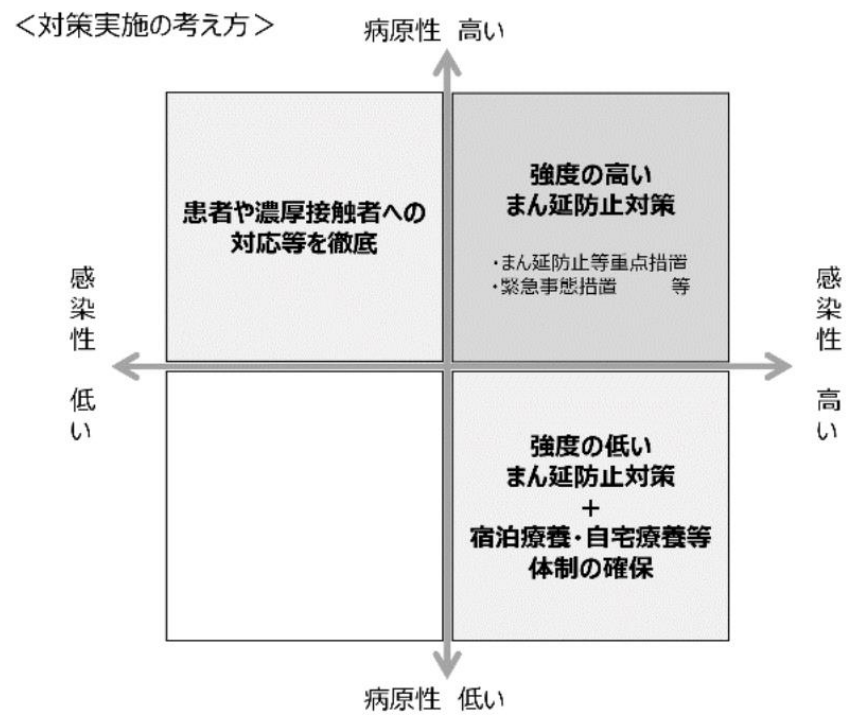
市は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

ウ まん延防止等重点措置の公示及び緊急事態措置の検討等

市は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報に基づき、リスク評価を踏まえ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に係る県への要請を検討する。

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に

関する総合調整を行う。



4 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。市は、医療機関や事業者、関係団体等と、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

(1) 準備期

① 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

② 所要の対応

ア 接種体制の構築

・接種体制

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、市立輪島病院及び能登北部医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

・特定接種

市は、特定接種について、国が行う登録事業者の登録に協力する。また、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。特に登録事業者のうち市民生活、社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録条件とする。

市は国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

・住民接種

国は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更することで、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条第 3 項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めることとしており、市は、平時から迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

市は、国や県の協力を得ながら、市に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

市は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、本市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

市は、市民が速やかに接種を受けられるよう、市立輪島病院及び能登北部医師会等の医療関係者や学校関係者（接種会場に学校を使用する場合）等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

イ 情報提供・共有

市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する情報を踏まえ、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図るよう努める。

ウ DX の推進

市は、市が活用する予防接種のシステム（健康管理システム）と国が整備するシステム基盤が連携することで予防接種事務のデジタル化が実現されるよう国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って当該システムの整備を行う。

市は接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合にシステムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に関しては紙の接種券等を送付する必要がある。

市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録を行った接種対象者が予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

(2) 初動期

① 目的

準備期から強化した接種体制等を活用し、県及び国の方針に基づき、速やかな予防接種へとつなげる。

② 所要の対応

ア 接種体制

・接種体制の準備

国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性やその際の医療提供体制や国民生活や社会経済活動の状況を踏まえ、特定接種又は住民接種の実施を見据え、接種の優先順位の考え方を整理する。市は、国の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を行う。

・接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

・接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

市は、予防接種を行う際、必要に応じ、医療関係者や医療関係団体に対して協力を

要請する。

(3) 対応期

① 目的

あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

② 所要の対応

ア 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

・特定接種

・特定接種の実施

国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定接種を実施することを決定する。

・特定接種の実施方法の決定

国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報、プレパンデミックワクチンの有効性、ワクチンの製造・製剤化のスピード、ワクチンの供給量、国民等から求められるサービス水準、住民接種の緊急性等を踏まえ、推進会議の意見を聴いて、特定接種の対象となる登録事業者や接種総数、接種順位を決定する等、特定接種の具体的運用を定める。

・地方公務員に対する特定接種の実施

市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

・住民接種

・住民接種の接種順位の決定

国による接種の順位に係る基本的な考え方に基づき、接種対象者の優先順位を決定する。

・住民接種の準備

市は、国や県と連携し、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、国が定める接種順位に従い予防接種を実施する準備を行う。

・住民接種体制の構築

市は、国の要請を受け、接種を希望する市民が速やかに接種を受けることができるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

・接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国の要請を受け、国に

対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

・接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じてふれあい健康センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等が接種会場での接種が困難な者でも接種を受けられるよう、市立輪島病院及び能登北部医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

・接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止するとともに、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

イ 副反応疑い報告等やワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

市は、ワクチンの安全性について、国において収集・整理された情報や、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報、最新の科学的知見等の情報に基づき、市民等への適切な情報提供・共有を行う。

ウ 情報提供・共有

市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。

5 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、市は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を県とともに実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

(1) 準備期

ア 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

・研修・訓練等の実施

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や県の研修等を積極的に活用し、人材育成に努める。

イ 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

市は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、市民に対して情報提供・共有を行う。また、市民への情報提供・共有方法や、市民向けのコールセンター等の設置を始めとした市民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の市民への情報提供・共有体制を構築する。

市は、感染症情報の共有に当たり、市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に活用する方法等を整理する。

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。

市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

(2) 初動期

① 目的

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、市民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

② 所要の対応

ア 有事体制への移行準備

・感染拡大時における業務の一元化や外部委託等による業務効率化

市は、感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。

イ 市民への情報提供・共有の開始

市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等を市民へ周知、国が作成する Q&A の公表、AI 電話による情報提供、市民向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

(3) 対応期

① 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、準備期に整備した役割分担・連携体制に基づき、感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

② 所要の対応

ア 有事体制への移行

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、情報集約、業務の一元化等について県と連携する。

イ 主な対応業務の実施

・相談対応

市は、市民からの相談に対応する相談センターを強化する。相談センターの運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託の検討等を要請する。

・宿泊療養の運用への協力

県は、宿泊療養施設について、地域の実情に応じて、施設ごとにその役割や入所対象者を決めた上で運用することとしており、市は宿泊療養施設の運用に協力する。

・県からの要請

県から、職員の派遣要請や、健康観察及び生活支援等のために、自宅療養者へ食の提供やパルスオキシメーター等の物品の支給についてなど協力要請があった場合は県と情報を共有し、可能な範囲で協力する。

・情報提供・共有、リスクコミュニケーション

市は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、市民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

市は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮を

しつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

ウ 感染状況に応じた取組

- ・流行初期から流行初期以降

迅速な対応体制への移行

- ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

県と連携し、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点(医療提供体制や感染対策の見直し等)及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、市民に対し、わかりやすく情報提供・共有を行う。

6 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞ることで、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等を推進する。

(1) 準備期

① 目的

感染症対策物資等は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保し、並びに搬送体制を整備する。

消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

② 所要の対応

ア 感染症対策物資等の備蓄等

市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に更新を行い、必要量を確保しておく。

なお、備蓄については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

市は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて、個人防護具等の感染症対策物資等を備蓄する。

(2) 初動期～対応期

① 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、県と連携して必要な感染症対策物資等を確保及び備蓄状況の確認を行う。

② 所要の対応

ア 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。

イ 円滑な供給に向けた準備

市は、県が医療機関等へ、個人防護具を緊急配付する際に協力する。

7 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市は、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

(1) 準備期

① 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを推奨する。

② 所要の対応

ア 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、国や県の連絡の窓口となる部署及び担当者を確認し、情報共有体制を整備する。

また、市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、市役所各課及び関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

イ 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、全ての支援対象に迅速に情報が届くよう関係機関等と連携する。

ウ 物資及び資材の備蓄

市は、市行動計画に基づき、備蓄している感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを推奨する。

エ 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等につ

いて、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

オ 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は圏域の火葬体制を踏まえ、火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。

(2) 初動期

① 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、市民等に、感染対策等の必要となる対策の準備を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

② 所要の対応

ア 生活関連物資等の購入に関する市民等への呼び掛け

市は、必要に応じて、市民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の市民生活との関連性が高い物資又は市民経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。

イ 遺体の火葬・安置

市は、県を通じた国からの要請を受け、火葬場の対応能力や体制に支障をきたす事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

(3) 対応期

① 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行うことにより、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

② 所要の対応

ア 市民生活の安定の確保を対象とした対応

・生活関連物資等の安定供給に関する市民等への呼び掛け

市は、必要に応じて、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。

・心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

・生活支援を要する者への支援

市は、国の要請を受け、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見

回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

・教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

・生活関連物資等の価格の安定等

市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）、物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）その他の法令の規定に基づく措置のほか、市民への周知、各店舗での周知、購入数量制限の協力要請、生活関連物資の供給状況に関する情報発信その他必要かつ適切な措置を講ずる。

・埋葬・火葬の体制整備

市は、県を通じた国の要請に基づき、可能な限り火葬炉を稼働させるため、輪島市穴水町環境衛生施設組合と連携する。

市は、県を通じての国の要請をもとに、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

イ 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

・事業者に対する支援

市は、特措法 63 条の 2 第 1 項に基づき、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、関係機関と連携し、審査体制の構築や、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

・市民生活及び経済の安定に関する措置

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活及び市民経済の安定のため、以下の必要な措置を講ずる。

- ・上下水道の供給　—　上下水道施設を適正に稼働させ、機能を維持するために必要な措置。
- ・ごみ収集・処理　—　一般廃棄物の収集・処理が適切にできるため必要な措置。

用語集

用語	内容
医療機関等 情報支援シ ステム（G- MIS）	G-MIS（Gathering Medical Information System の略）は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム。
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協 定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。
インフォデ ミック	インフォメーション（情報）とパンデミック（感染症の世界的流行）を合わせた造語。インターネットなどを通して不確かな情報や噂、デマを含む大量の情報が氾濫し、社会に悪影響を及ぼす現象。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症イン テリジェン ス	感染症による公衆衛生リスクを探知、評価し、予防や制御方法を決定するため、あらゆる情報源から感染症に関するデータを体系的かつ包括的に収集、分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報（インテリジェンス）として提供する活動。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症危機 対応医薬品 等	公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品や医療機器等。

感染症サーベイランスシステム	感染症法第 12 条や第 14 条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。
感染症指定医療機関	本県行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
感染性	「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、本行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。
帰国者等	帰国者及び入国者。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起らない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
協定締結医療機関	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか 1 つ以上の医療措置を実施する。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、国において、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
緊急物資	特措法第 54 条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材。
ゲノム情報	病原体の保有する全ての遺伝情報を指す。ゲノム情報を解析することで、変異状況の把握等が可能となる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康監視	検疫法第 18 条第 2 項（同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、又は感染症法第 15 条の 3 第 1 項（感染症法第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと。
健康危機対処マニュアル	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成 6 年厚生省告示第 374 号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定するマニュアル。 策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。

検査等措置 協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
公共交通機関の不使用の要請	検疫法第 14 条第 1 項第 3 号及び第 16 条の 2 第 2 項（これらの規定を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、感染症の拡大防止対策の一環として、帰国者等が移動する際に公共交通機関の不使用を求めること。
厚生労働科学研究	国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ることを目的として、社会的要請の強い諸課題を解決するための新たな科学的基盤を得るため、競争的な研究環境の形成を行いつつ、行政的に重要で先駆的な研究として支援されている研究。
国立健康危機管理研究機構 (JIHS)	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和 7 年（2025 年）4 月に設立された国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。 ※統括庁とは内閣感染症危機管理統括庁。感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、JIHS から提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。

災害支援ナース	災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供し、看護職員の心身の負担を軽減し支えること（看護支援活動）を行う看護職員。厚生労働省医政局が実施する災害支援ナース養成研修を修了し、厚生労働省医政局に登録された者の総称。都道府県と災害支援ナースが所属する施設との間で締結した災害支援ナースの派遣に関する協定に基づき派遣される。
災害派遣医療チーム（DMAT）	DMAT（Disaster Medical Assistance Team の略）は、災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守るため、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム。大規模災害や多くの傷病者が発生した事故等の現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）から活動できる機動性を持つほか、新興感染症に係る患者が増加し、通常の都道府県内の医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、入院調整、集団感染が発生した高齢者施設等の感染制御や業務継続の支援等を行う。
災害派遣精神医療チーム（DPAT）	DPAT（Disaster Psychiatric Assistance Team の略）は、災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行う、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム。感染症に係る患者が増加し、通常の都道府県内の精神保健医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、精神疾患を有する患者の入院調整、集団感染が発生した精神科医療機関等の感染制御や業務継続の支援等を行う。
酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合。
実地疫学専門家養成コース（FETP）	FETP（Field Epidemiology Training Program の略）は、感染症危機管理事例を迅速に探知して適切な対応を実施するための中核となる実地疫学者を養成し、その全国規模ネットワークを確立することを目的として、JIHS が実施している実務研修。
指定（地方）公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
重点区域	特措法第 31 条の 6 第 1 項の規定に基づき、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域。

輪島市新型インフルエンザ等対策行動計画
発行年月日：令和 8(2026)年 7 月改定
発行：輪島市健康福祉部子育て健康課